c28　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第３項第２号イに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

c29　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第５項第２号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

c30　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第５項第２号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

c31　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第３項第２号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

c32　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第３項第２号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

D　次の算式により算定した額

算式

{d1 ／ 0.5 ＋ (d2 ＋ d3) × 0.02} × 0.25 ＋ {d4 ／ 0.5 ＋ (d5 ＋ d6) × 0.03} ／ 0.03 × 0.01 ＋ {d7 ／ 0.25 ＋ (d8 ＋ d9) × 0.02} × 0.5 ＋ {d10 ／ 0.25 ＋ (d11 ＋ d12) × 0.03} ／ 0.03 × 0.02

(d2 ＋ d3) × 0.02、{d1 ／ 0.5 ＋ (d2 ＋ d3) × 0.02} × 0.25、(d5 ＋ d6) × 0.03、d4 ／ 0.5 ＋ (d5 ＋ d6) × 0.03} ／ 0.03 × 0.01、(d8 ＋ d9) × 0.02、{d7 ／ 0.25 ＋ (d8 ＋ d9) × 0.02} × 0.5、(d11 ＋ d12) × 0.03 及び {d10 ／ 0.25 ＋ (d11 ＋ d12) × 0.03} ／ 0.03 × 0.02 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

d1　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第５項第２号ハに規定するガソリン自動車の車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

d2　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第３項第１号及び第４号に規定するガソリン自動車の車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額